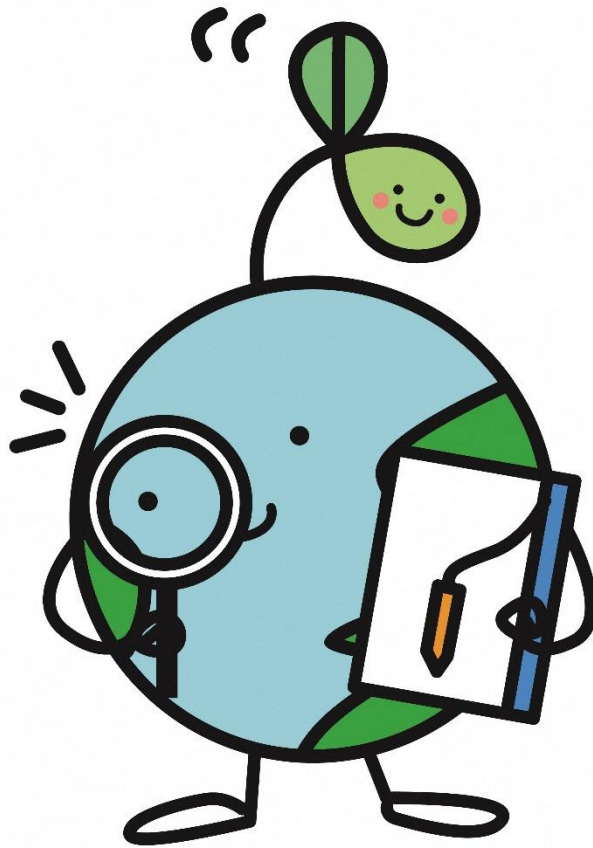


ZEH建築事業者支援事業補助金
募集案内（令和4年度）



福島県生活環境部環境共生課

令和4年9月

目次

1	事業の目的	2
2	応募期限等	2
3	事業の対象者	2
4	対象住宅	3
5	補助額	4
6	事業の流れ	5
7	応募までのステップ！！（事業の着手から交付決定まで①～⑥）	5
	①事業の着手	5
	②、③交付申請書の提出	5
	④交付決定	8
8	交付決定後（事業の着手から補助金の交付まで⑦～⑬）	8
	⑤対象住宅の完成	8
	⑥内覧会等の実施	8
	⑦完了実績報告書の提出	8
	⑧～⑩事業実績の確認、額の確定及び補助金の支払い	9
9	他の補助事業との併用について	10
10	事業に関する問い合わせ	10

ZEH建築事業者支援事業補助金交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

福島県内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH」という。）を新築する県内の中小企業等を支援することを目的としています。

2 応募期限等

ZEH建築事業者支援事業補助金の申請をする方は、ZEH建築事業者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を、一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部（以下、「センター本部」という。）に提出していただき、提出書類に不備がなく受理された方が正式な申請者となります。

【募集件数】

募集件数は100件です。

【提出期限】

交付申請書は令和4年9月20日～令和5年2月28日まで。ただし、交付申請書の受理数が、募集件数となった時点で、募集は終了となります。

【提出方法】

交付申請書はセンター本部で、郵送または持参により受け付けます。
令和5年2月28日（火）16：00まで（必着）

【センター本部のご案内】

事業所名	住所	連絡先
ふくしま建築住宅センター本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118

詳細は、「7 応募までのステップ！！」をご覧ください。

3 事業の対象者

建築主との工事請負契約により**対象住宅**（「4 対象住宅」を参照）を新築する請負者のうち、次の（1）～（4）を全て満たす者。

- （1）中小企業等である者
- （2）建設業法第3条に規定する建設業の許可を得ている者
- （3）県税について滞納がない者
- （4）対象住宅の完成後、一定期間、県民等を対象として対象住宅に係る内覧会等を実施する者

【解説】

- 1 「中小企業等」とは、下表の基準に該当する**県内の事業者（※）**をいいます。
 ※ 県内に事業所を置き事業活動を行っている者

業種 ^{※1} (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額 ^{※2}	常時使用する 従業員の数 ^{※2}
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種(①②③を除く) ^{※3}	5千万円以下	100人以下

※1 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

※2 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

※3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

2 次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者にはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 対象住宅

交付対象者が建設する住宅（以下、「対象住宅」という。）は、県内において新築するZEH又はZEHモデル住宅であって、次の（1）～（5）の全てに該当する住宅です。

- (1) 令和4年4月1日以降に締結した工事請負契約により建設するもの。ただし、請負契約によらずに新築する住宅の場合は、令和4年4月1日以降に建築基準法に基づく確認済証の交付を受けたもの（同法に基づく建築確認を要しない建築物である場合は、別に定める）
- (2) 経済産業省が実施する令和4年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業において、一般社団法人環境共生イニシアティブ（以下、「SII」という。）に登録されたZEHビルダーが建設するもの、又はZEHプランナーが設計者であるもの。
- (3) 補助金交付申請時点で完成していないもの
- (4) 原則、補助金交付申請年度中に完成予定のもの
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定する土砂災害特別警戒区域内に新築するものでないもの。

【解説】

- 1 「ZEH」とは、建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次（1）～（3）に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- (1) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (3) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

※Nearly ZEH、ZEH Oriented は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
※太陽光発電システム等において、売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。〈全量買取方式は認めません〉

2 「ZEHモデル住宅」とは、ZEHの販売促進を目的として建築された展示用住宅であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) BELS評価機関からZEBマークの交付を受けた建築物であり、設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から100%以上削減（再生可能エネルギー含む）された建築物であること。
- (2) ZEHと同等以上の性能を有することが確認できる住宅（必要な性能は別に定めます。）

3 「対象住宅の完成」とは、住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付を受けた時期をいいます。

5 補助額

補助額は、対象住宅1件の新築につき、定額100万円です。

6 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	センター		申請者
4月1日以降			①対象住宅に係る工事請負契約の締結または確認済証の交付
～令和5年 2月28日（交付申請書の受理数が、募集件数となった時点で応募は終了）	②募集	←	③センター本部に補助金交付申請書の提出 （※添付書類に注意） 提出書類に不備がある場合は、受理しません。
申請内容の審査後	④交付決定通知の送付	→	
交付決定後			⑤対象住宅の完成 （県の求めに応じて工事の進捗状況等を報告）
対象住宅の完成後			⑥内覧会等の実施
対象住宅の完成から1か月以内又は令和5年3月15日まで		←	⑦最寄りのセンター各事務所に完了実績報告書の提出 （※添付書類に注意）
完了実績報告書の提出後	⑧事業実績の確認 （書類、現地）	→	⑨検査対応
事業実績の確認後	⑩補助金の額の確定 支払い	→	

7 応募までのステップ！！（対象住宅の着手から交付決定まで①～④）

①事業の着手

本補助金の対象住宅は、令和4年4月1日以降に工事請負契約を締結した住宅（工事請負契約によらない場合（建売住宅等）は、令和4年4月1日以降に確認済証の交付を受けた住宅）のうち、申請時点で完成していない住宅です。

②、③交付申請書の提出

ZEH建築事業者支援事業補助金の応募は、様式第1号（ZEH建築事業社支援事業補助金交付申請書）をセンター本部に提出し、提出書類に不備がなく受理された方が正式な申請者となります。

申請は先着順で受理します。

提出書類に不備がある場合は受理しません。不備がなくなった時点で受理しますが、この時点で、募集が終了している場合は受理できませんので、ご注意ください。

【交付申請書の提出期限】

募集期間は令和5年2月28日16：00まで（**必着**）まで。ただし、交付申請書の受理数が、募集件数となった時点で、募集は終了となります。

ア 提出書類

(1) ZEH建築事業者支援事業補助金交付申請書（取扱要領第1号様式）

(2) 添付書類

イ 提出部類 1部

ウ 提出方法 郵送又は持参

提出先はセンター本部で、郵送または持参により受け付けます。提出書類に不備がない場合は、受け取り日が受理日となり、不備がある場合は不備が是正された日が受理日となります。

- ・持参の場合 窓口開設時間は、平日の午前9時～午後5時15分までです。土日、祝日、12月29日～1月3日は休業です。ご注意ください。
- ・郵送の場合 封筒に「ZEH建築事業者支援事業補助金交付申請書」と記載してください。センター本部に到達した日が受け取り日になります。

【一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部のご案内】

〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階

電話 024-573-0118

【添付書類一覧】（凡例 ◎：必須、○：場合によって必須、-：不要）

申請書には以下の書類を添えセンターへ送付してください。

	提出書類	個人		チェック項目
		事業主	法人	
	添付書類チェックリスト	◎	◎	以下の欄の書類が添付されていることを申請者が確認したもの
①	補助金交付申請書（第1号様式）	-	◎	・5頁全てそろっていること
③	申請者の登記事項証明書	-	◎	・申請者名義のもの ・申請日時時点で3か月以内のもの
②	直近の財務諸表	-	◎	・直近3期分
④	役員名簿（第2号様式）	◎	◎	・役員全員が記載されているもの
⑤	住民票	◎	-	・申請日時時点で3か月以内のもの ・マイナンバーが記載されていないもの
⑥	法人税の確定申告書	-	◎	・申請者名義のもの ・直近のもの ・申請書別表一～別表二
⑦	所得税の確定申告書	◎	-	・申請者名義のもの ・直近のもの ・申請書第一表～第二表
⑧	建築士による「住宅立地区域」に関する確認書（第3号様式）	◎	◎	・建築士の押印があるもの
⑨	「住宅立地区域」を照明した建築士の建築士免許証の写し	◎	◎	
⑩	建築主との工事請負契約書の写し	◎	◎	・申請者が工事請負者となっているもの ・令和4年4月1日以降に締結されたもの ・請負契約によらずに対象住宅を新築する場合は確認済証（交付日が令和4年4月1日以降のもの）
⑪	建設業許可証または建設業許可証明書の写し	◎	◎	
⑫	県内に事業所を有することを証する書類	-	◎	・下記のうち、いずれか1つ ア 県内の事業所が記載されている登記事項証明書 イ 法人県民税納税証明書
		◎		・県内に事業書を有することが確認できる事業者のHP等
⑬	県税に未納がないことの証明書	◎	◎	・申請者名義のもの ・未納がないこと ・申請日時時点で3か月以内のもの
⑭	交付申請者及び事業所の概要資料	◎	◎	・事業者のHP、パンフレット等
⑮	内覧会実施同意書（第4号様式）	◎	◎	・請負契約により対象住宅を新築する場合のみ
⑯	その他知事が必要と定めるもの	◎	◎	

※ 本補助金は、1事業者で複数の申請が可能です。

1事業者で複数の申請を行う場合は、7頁に記載の添付書類に代わり、以下の書類を提出する必要があります。

【添付書類一覧】

1事業者で複数の申請を行う場合（既に交付決定を受けている事業者の場合）は、交付申請書に以下の書類を添え、センター本部へ提出してください。

- (1) 補助金受給状況確認書（第5号様式）
- (2) 建築士による「住宅立地区域」に関する確認書（第3号様式）
- (3) 「住宅立地区域」を証明した建築士の建築士免許証の写し
- (4) 建築主との工事請負契約書の写し
 - ※ 請負契約に寄らずに対象住宅を新築する場合は確認済証
- (5) 内覧会実施同署（第4号様式）
 - ※ 請負住宅により対象住宅を建設する場合のみ
- (6) その他知事が必要と認める書類

④交付決定

センターは、③の交付申請に基づき、補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

※ 採択の方法は先着順です。

8 交付決定後（交付決定から補助金の交付まで⑤～⑩）

⑤対象住宅の完成

対象住宅に係る検査済証の交付を受けた日が対象住宅の完成日となります。

⑥内覧会等の実施

対象住宅の完成後、当該住宅についての内覧会等を実施する必要があります。

内覧会は、以下の条件を満たす必要があります。

ア 県民等を対象として、広く参加者を募集すること。

※ 建築主のみを対象とした内覧会は不可

※ 感染症予防のため、事前予約制とするなど、募集人数や参加方法に条件を設けることは可能

イ 3日以上開催すること

ウ 当該住宅がZEHであること及びZEHのメリット等を積極的にPRすること

⑦完了実績報告書の提出

補助事業の完了後、下記により速やかにセンターに完了実績報告書を提出してください。

ア 提出書類

- (1) ZEH建築事業者支援事業補助金完了実績報告書（取扱要領11号様式）
- (2) 添付書類

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター

最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター各事務所

事業所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

【添付書類一覧】

完了実績報告書には以下の書類を添え、センターへ添付してください。

- (1) 住宅の建築図面（設計者が記載されているもの）
 - ※ 交付申請者がZEHビルダー／プランナーではなく、対象住宅の設計者がZEHプランナーである場合のみ必要
- (2) 検査済証の写し
 - ※ 建築確認が不要な住宅の場合は瑕疵担保履行交付保険証書
- (3) 完成写真（対象住宅の全景と背景がわかるもの。物件（建築主）名、請負者名、撮影日を記載した看板を入れて撮影すること。カラー写真）
- (4) ZEH又はZEBであることのBELS 評価書等
 - ※ 原則BELS評価書及びBELS 評価機関に提出した設計内容説明書、案内図、平面図、立面図及び仕様書（仕上げ表を含む）の写しを添付すること。ZEH以上の性能を有することが分かる書類を提出する場合は、当該書類でも可。この場合のZEH以上の性能基準は別に定める
- (5) 建築士によるZEH（ZEB）工事内容確認書（第12号様式）
 - ※ 建築士の押印があるもの
- (6) 内覧会実施報告書
- (7) 債権者登録（変更）申請書、補助金振り込み口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）
- (8) その他知事が必要と認める書類
 - 完了実績報告提出書類チェックリスト

⑧～⑩事業実績の確認、額の確定及び補助金の支払い

センターは、完了実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者への支払いを行います。

9 他の補助事業との併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。具体的には、それぞれ以下のとおりとします。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
すまいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	○
こどもみらい住宅支援事業	○

また、本事業はネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金との併用が可能です。

10 事業に関する問い合わせ

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業担当
 〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター 4階
 電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160
 E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp
 URL：http://fkc.or.jp/index.php